

# SAGA2024唐津市売店設置運営要項

## 1 趣旨

この要項は、「SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、唐津市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

## 2 設置場所

原則として各競技会場に設置する。

## 3 設置期間

原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

## 4 開設時間

原則として開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

## 5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり約20㎡とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて出店数、位置及び規模を変更することができる。

## 6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会に許可を受けて火気を使用する出店者にあつては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張（四方幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

## 7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ記念グッズ  
公益財団法人日本スポーツ協会又はSAGA2024実行委員会の使用承認を得ているもの。
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコールを除く。）
  - ア 製造加工品  
食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。
  - イ 現地調理品  
あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を得ているもの。
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

## 8 出店者条件

- 売店の出店者は、次の各号のうち該当するすべての条件を満たすものとする。
- (1) 市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。
    - ア 第73回国民体育大会以降の国民体育大会又は競技別リハーサル大会に出店実績があるもの
    - イ 競技団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めたもの
    - ウ その他実行委員会が認めたもの
  - (2) 各競技開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
  - (3) 法令等により許認可等を要する営業については、当該許認可等を受けていること。
  - (4) 法令等の違反により、申請時点において過去1年間に営業停止等の処分を受けていないこと。
  - (5) 飲食物を販売する出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒等の事故歴がないこと。
  - (6) 納税義務が履行されていること。
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの

利益となる活動を行うものでないこと。

## 9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付したうえで売店出店申請書（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し（保健所の許可等が必要な商品の場合）
- (5) 市税の納税証明書（写し可、発行から3ヶ月以内のもの）
- (6) 売店責任者及び従事者の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し）

## 10 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を負担するものとする。
- (3) 次のいずれかに該当するものは、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとするものは、売店出店料免除申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けなければならない。実行委員会は、承認したものに対し、売店出店料免除決定通知書（様式第6号）を発行するものとする。
  - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
  - イ 国又は地方公共団体
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認めるもの
- (4) 出店を許可されたものは、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。
- (5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

## 11 出店者の選定及び売店出店許可証の交付

実行委員会は、第9項の規定により出店申請を行ったものについて、この要項に基づき審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ及び郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めたものに対して売店出店許可決定通知書（様式第7号）をもって通知する。

ただし、出店申請者数が各競技会場の予定出店数を超えたときは、当該競技に係る取扱品目の申請者を優先し、これによりがたいときは抽選を行う。

また、実行委員会は出店の許可決定通知をしたものに対し、出店料の納付確認後、売店出店許可証（様式第8号）を交付する。

## 12 保健所及び消防署への手続き

### (1) 保健所

臨時営業許可を必要とする出店者は、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。

### (2) 消防署

唐津市火災予防条例（平成17年唐津市条例第339号）第45条第1項第6号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

## 13 売店責任者

(1) 出店者は、出店した売店の従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。

(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。

(3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営にあたらなければならない。

(4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

## 14 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

(3) 指定された場所以外で立ち売り又は呼び込み販売をすること。

(4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等を行うこと。

(5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこの限りではない。

(6) 許可された品目以外のものを販売すること。

(7) 拡声器や音響機器類を使用すること。

(8) その他国スポの運営に支障をきたすおそれのある行為をすること。

## 15 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切丁寧な対応を心がけること。
- (2) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (3) ブース及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (4) 販売品等には、関係法令等の定めるところにより適切な表示を行うこと。
- (5) 販売品等の搬入に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入出車両は1出店者につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出は、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 実行委員会が交付するIDカードを着用すること。
- (8) 調理等に必要な電気、ガス及び水については、各自で準備すること。
- (9) 実行委員会に申告して火気器具等又は燃料等危険物を使用する売店にあっては、売店内に必ず消火器を設置すること。
- (10) 飲食物を販売する場合は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出した場合は、その指示に従うこと。
- (12) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

## 16 管理運営

売店における販売品等の管理は、出店者が責任を負い、火災や盗難その他不可抗力による災害に対しては、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 17 事故等発生時の対応

- (1) 売店において、事件又は事故等が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりるとともに、直ちに実行委員会に報告し、その指示に従うものとする。
- (2) 売店において、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実行委員会に報告し、その指示に従うものとする。

## 18 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) この要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けたものが、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他実行委員会が売店の管理運営において不相当と認めたとき。

## 19 損害賠償

出店者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負う。

## 20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに販売品等を搬出し、原状回復をしなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、これに要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

## 22 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

## 23 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) S A G A 2 0 2 4 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。